

愛労発基 0731 第 4 号

令和 2 年 7 月 31 日

(公社) 愛知労働基準協会 会長 殿

愛知労働局長



粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定  
及び評価の方法等の施行について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等（令和 2 年厚生労働省告示第 265 号。以下「告示」という。）が、令和 2 年 7 月 20 日に告示され令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の趣旨、内容等については別添のとおりとなっております。

つきましては、貴団体におかれましても関係者への周知をお願い申し上げます。